

総務文教常任委員会記録

平成28年11月 1 日 (火)

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

平成28年11月 1 日 日程及び付議事件

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	11月 1 日 (火)	案 件 職員の人事異動について 鳥栖市学校給食センター天井災害復旧工事の経過について 〔説明、質疑〕

1 出席委員氏名

委員長	古賀	和仁	委員	中村	直人
副委員長	下田	寛	〃	久保山	博幸
委員	小石	弘和	〃	松隈	清之
〃	尼寺	省悟			

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条により出席した説明員氏名

企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	松	雪	努
教 育 長	天	野	昌明
教 育 次 長	園	木	一博
教 育 総 務 課 長	江	寄	充伸
教 育 総 務 課 総 務 係 長	原		祥雄
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査	犬	塚	毅

4 出席した議会事務局職員氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

5 日 程

職員の人事異動について

鳥栖市学校給食センター天井災害復旧工事の経過について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

2人

7 その他

なし

開会

午前10時

開議

古賀和仁委員長

ただいまから、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付しておりますように、まず人事異動に伴う異動の挨拶、次に鳥栖市学校給食センター天井災害復旧工事の経過についての報告をお願いいたします。

以上、よろしく御了承のほどをお願いいたします。



職員の人事異動について

古賀和仁委員長

それでは、11月1日付けで人事異動がありましたので、執行部より異動の挨拶を受けたいと思います。

なお、挨拶につきましては新しく異動されてきた方及び内部で異動があった方とさせていただきます。あらかじめ御了承のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、お願いをいたします。

松雪 努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

おはようございます。

本日付けで、企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長を拝命いたしました松雪でございます。

愛する鳥栖市がますます発展していきますように一生懸命、職務に精励してまいりますので、総務文教常任委員会の皆様の御指導、御鞭撻のほど、よろしくをお願いいたします。

園木一博教育次長

同じく、本日付けで教育次長を拝命しました園木でございます。

残り5カ月しかございませんけれども、誠心誠意努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

古賀和仁委員長

ありがとうございました。
執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前10時2分休憩



午前10時2分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。



鳥栖市学校給食センター天井災害復旧工事の経過について

古賀和仁委員長

それでは、鳥栖市学校給食センター天井災害復旧工事の経過について報告をお願いいたします。

江寄充伸教育総務課長

それでは、鳥栖市学校給食センター天井災害復旧工事の経過についてということで、お手元のほうに配付をさせていただいております資料に基づきまして、説明のほうをさせていただきます。

まず、1番の工事名から6番目の工事内容につきましては、前回の委員会の資料と同様の内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

7番目のその後の対応についてというところですが、今回の地震による被害と天井ボード等のクリアランス不足の因果関係の調査を行うことといたしました。これまで施工してきました災害復旧工事につきましては、一旦取りやめることといたしまして、調査のための現場保存を行うことといたしましたところでございます。

そのため、今回の天井の災害復旧工事については、次のとおり対応いたしましたところでございます。

まず、(1) 番目としまして、当初の天井災害復旧工事につきましては、一旦契約を解除しております。解除日につきましては、本年8月10日で解除を行いまして、精算方法といたしましては、当初の工期であります7月15日から8月10日までの出来高により精算を行ったところでございます。精算金額といたしましては334万2,600円と。そのとき、当初の契約保証金としていただいております83万円のほうを精算したところでございます。支払日につきましては、本年10月20日に支払いを行ったところでございます。

次に、緊急現場保存工事でございますけれども、契約締結日につきましては、本年8月17日に契約の締結を行いまして、工期につきましては翌18日から9月20日までとしたところでございます。契約金額につきましては513万5,400円。支払日につきましては、本年10月20日のほうに支払いを行ったところでございます。

続きまして、8番目の意見の聴取についてでございますけれども、正式に安井設計事務所と今泉・鳥飼建設の共同企業体の代表者でございます今泉建設のほうに文書のほうで、今回の件につきまして正式に見解を求めたところでございます。9月21日付けで文書により意見の聴取を行いまして、本年10月12日付けで回答がなされたところでございます。

ページをめくっていただきまして、まず要旨について記載をさせていただいておりますけれども、意見聴取項目といたしましては2点、壁と天井の間のクリアランスが確保されていない箇所があることに対する見解と設計書どおりの施工となっていない理由という、2点につきまして見解を求めたところでございます。

まず、株式会社安井建築設計事務所の回答要旨については、記載してますとおりでございますけれども、まず天井材等の脱落、不陸等がないことから地震発生以前と同様に天井の落下や脱落の危険性はないというようなことでございます。

また、学校給食センターの新築工事の際には、市の厳正なる各種検査を受けたあとに引き渡しをしていると。

それと、クリアランスが確保されていない点については、あくまで部分的な施工精度の良否の範疇で、やはり新築工事施工者が瑕疵担保責任期間内において速やかに補修すべきというような回答をいただいたところでございます。

続きまして、今泉・鳥飼建設共同企業体代表者の今泉建設株式会社の回答要旨については、以下の記載のとおりでございます。まず今泉建設さんにつきましては、現地のほうを確認されていないということがまず1点ございます。その中での判断というのが正確にはできないと。

それから、給食センターの新築工事の契約時の設計図のほうには壁と天井の間に60ミリ以上のクリアランスを確保する旨の記述、記載等はないというような回答でございます。

それで、可能な限り文科省が示しておりました手引書に準じた工事内容、施工方法で工事を実施したということで、部分的な実測というものは一般的な方法で、新築工事期間中は市や施工監理者と工程会議、また現場立ち会いなどにより工事の内容、施工方法の協議や確認を行っており、問題はないというふうな認識をしていると。

それで、クリアランス確保の部分につきましては、確認検査の際に指摘を受けた部分については是正措置を行っており、市及び施工監理者の確認を得ていると。

また、新築工事の対応としては規定どおりの対応をしてきており、竣工時に既にクリアランス不足があった可能性は低いと考えていると。

最後に、当共同企業体については手抜き工事は行っていないと、こういうような回答の要旨となっておりますのでございます。

次のページに、本市から各施工業者のほうに見解を求めた文書をおつけしております。

その次のページが安井設計事務所のほうからの回答文書、それから、その次のページからは今泉建設からの回答文書をそれぞれおつけしているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

古賀和仁委員長

ただいまの報告について、質疑があればお受けしたいと思います。

尼寺省悟委員

まずは、順番にちょっと聞きますけれども、1ページ、緊急現場保存工事についてということで、ちょっとこれもう少し具体的に、どういったことなのかということをやっと説明をお願いしたいんですが。

江寄充伸教育総務課長

当初の予定では、この天井災害復旧工事につきましては、夏休み期間中に廻り縁の取りかえ、それと被災した天井ボードの交換と廻り縁の取りかえというようなことで工事を進めたところでございますけれども、廻り縁を撤去した状況の中で、当初予定していた状況とはちよっと状況が違っているというようなこともございまして、途中から、当然、私どもは当初、天井が地震によつての揺れによつて天井が動いてクリアランスが一部取れてない部分が出てきたというような判断をしておりました。

そのようなことから、当初の目的とは違った内容の工事内容になったということで、因果関係を調査するために、地震によるものだけなのか——この今回の被災がですね——それとも、一部設計書どおりにできていない箇所が被災の原因となったのか、これを検証するために、当然、今後調査の必要があるだろうというようなことで、今回その現場をそのまま保存し、調査、その後の検証のために工事の内容を変更したところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

もう少し聞くけど、エントランスホールとランチルーム、被調理エリアについてはそのまま、何も触っていないと。そして、調理エリアについては、クリアランス不足があるところについては、もう何もいじらないで、単純に廻り縁だけをかえたと。

クリアランスどうのこうのについては、それ以降切断したり、どうのこうのしたりはしていないと、そういう解釈でいいわけですか。

江寄充伸教育総務課長

そのとおりでございます。

尼寺省悟委員

2ページの意見聴取ですけれども、ちょっと私が、感想ではちょっと驚くべき返事がなされているわけなんですけれども。

この、まず、回答内容に対してどういうその、市としてはアクションをとる考えなんですか。要するに……。

園木一博教育次長

今回、工事を施工された業者、それから施工監理を行った設計会社のほうから正式に文書で御回答いただいております。

この内容につきましては、当初私どもが想定した内容と随分乖離した回答になっているのだと私どもも認識をいたしておりますが、基本的に、やはりこの、これ以上のお話になると専門的な知見を持った方々の御意見等をいただかないと判断もしようがないという部分も出てくるのかなという認識をいたしております、この案件につきましては先般市長のほうも御回答してますように、専門者による委員会を設置いたしまして、その委員会の中で専門的な立場から検証等をいただいて、その結果をもって市の判断をしていきたいというふうに考えておまして、まずもって第三者の専門家の委員会を設置するのに必要な経費について、12月議会に予算のお願いをしたいなというふうに考えております。

それで、それぞれ建築、それから地震等々含めた専門家の方々の御就任等も今後お願いしながら、そういった専門委員会を立ち上げて検証等を進めていきたいというふうに考えています。

尼寺省悟委員

この文書をもらったの、日付は10月12日ですよね。それで、この文書を公にしたのは今回が初めてであって、これに対してさっきちよろっと言われたけど、市長のこの文書に対する見解っちゅんか、言ったことは、公でも何でもいいけれども、何か言われたわけですかね。

園木一博教育次長

文書の公開については、この委員会で公表させていただくのが最初になります。

当然、これに対しての市長のコメント等は出されていませんけれども、先ほど私のほうが今後の対応についてということで御回答差し上げた案件につきましては、当然委員会のほうに御報告するに当たって、今後の進め方ということで、一応、一定協議はさせてもらった経緯がございます。

尼寺省悟委員

それで、今、先ほど部長のほうから、この文書についてはちょっと私たちが今まで、市として考えてきた内容とは全く違うというふうなことは……、そういった趣旨。あなたどういうふうに言ったのかな。

この文書に対する考え方……、何ちゅうか、それちょっともう一回言って。

園木一博教育次長

文書の内容について、詳細に検証するに当たっては、やはり専門的な知見というの、当然必要だというふうに考えております。

ただ、当初これまでの議論の中で、私たちが教育委員会として、考え方として一定その施工不良等が想定されるというようなことでお話をさせていただいた経過がございますので、それから見ますと、やはりいただいた回答文書というのは若干齟齬があるのかなという認識をいたしておりますけれども、これを、さらに専門的な部分で検証するにはやはり専門家の先生のお知恵等を頂戴しながら、正式に市として、やはりどう判断していくのかっていうのを整理する必要があると。

そのためには、やはり専門家の先生の委員会を立ち上げるという準備を早速進めてまいる必要があるという認識を持っているところです。

小石弘和委員

ちょっとさっきの、前のほうに戻りますけど、これ、地震に対する因果関係の調査というふうな形で、現場保存ということでございますけど、私は本年6月定例会の一般質問の打ち合わせのときに、廻り縁を10センチから12.5センチに変えるというふうなことを、私聞き出したわけでございまして、ところが、地震復旧計画書を県を通じて国に出しているというふうなことで、その12.5センチに変更したいということを質問、答弁をした場合は、インターネット等でいろいろなものが出てくるからこれは言えないというふうなことだったんですよ。

そいけん、この際お聞きしたいんですけど、10センチから12.5にセンチどこでどう変更されたのか、どこで設計されたのかというふうなことをまずお尋ねをしたい。

原 祥雄教育総務課総務係長

まず、廻り縁を既存の10センチから12.5センチに変えるということで災害復旧工事のほうを計画いたしました。

小石議員の御指摘のありましたように、国、県に対して災害復旧事業費の申請を行っている最中での一般質問でもございましたので、そのように、こちらのほうからお願いをいたしました。といいますのは、災害復旧工事につきましては原形復旧が原則というふうにされています。

それで、10センチの廻り縁を本来ならば10センチの廻り縁で復旧するのが国が言う原形復旧でございますけれども、今回、震度4強の地震で廻り縁が破損しましたことから、同程度の地震で、再度、また廻り縁が破損してしまう可能性が想定をされましたので、そういったことを含めまして、少し幅の広い廻り縁のほうに変えることで災害復旧計画のほうを行いました。

まだ、国のほうの判断ですね——災害復旧事業費として認めるか認めないか、そういった判断が出る前でしたので、少し具体的な数字については、12.5センチで申請をしていたけれども、国の判断のもと10センチで工事をしなさいというような査定が出る可能性もございましたので、そういったふうをお願いを申し上げたところです。

なお、設計作業につきましては、私ども教育総務課のほうに建築の技手がございますので、そちらのほうで設計をしたところでございます。

小石弘和委員

じゃあ、教育委員会で10センチから12.5センチに廻り縁を変える設計をしたというふうなことで理解をしいんですかね。

原 祥雄教育総務課総務係長

そのとおりでございます。

小石弘和委員

じゃあ、とにかく地震災害の計画書を要するに出されたときには、恐らく3分の2ぐらいは、もし認められれば返ってくるというふうなお話をちょっと聞いたことがあるんですけどね。

しかし、これを10センチでやって認められるのと、12.5センチで、結局設計変更を——教育委員会で要するに変えていますからね、県、国を通じて——要するにだましたような格好になるんじゃないかなというふうに私は感じるわけですよ。

そのときに、私もはっきり申し上げたんですけど、どうして12.5センチに変えるのかと、ね。そうしたら、結局、そういうふうな計画書を出しているから言えないと。そんなら国をだますような形になるやないかと、私は担当者のほうには要するにそう言ったんですよ。

そいけん、諸般の事情があるからというふうなことで、私は次の一般質問ではとどめたんですけどね。

じゃあそれから、この国に出している分の、やはりこれだけの要するに問題になっているなら、もう市のほうから結局取り下げはなされたんですか。

原 祥雄教育総務課総務係長

6月に災害復旧の申請のほうを出しております、その後夏休みに入りまして、工事着手をしたところですけれども、その後、私どもが想定していなかったような事態になりました。これは、クリアランスが確保されていないというような部分でございます。

これによりまして、県を通じて国のほうに、今、鳥栖市のほうから出している学校給食センターの災害復旧工事について、災害復旧事業について、どのように取り扱うべきかという御相談のほうを県を通じて文科省のほうにさせていただいたところです。

これにつきましては、国のほうからは余り長くは待てないけれども、最終的には鳥栖市のほうで判断をしてくださいと。手を挙げたままにするのか手をおろすのか、それはもう鳥栖市のほうで判断をしてくださいということで申されたというふうに県の担当から伺いました。

それで、鳥栖市といたしましては、今後、専門的な調査を行うということにしておりましたので、そのタイミングを見ながら、手をおろすべきか、このまま手は挙げたまま申請を続けていくのかというところで、今判断をしなければならない時期になっているところです。

小石弘和委員

いや、もうそれはおかしいんですよ。

10センチから12.5センチにもう変えていますから、それは当然、もうおろすべきじゃないですか。設計変更、勝手に変えてですよ、やっていますから。国をだますような形になりますよ。

これは早急に、やはりその補助金、計画書を取り下げるべきじゃないかなと私は思うんですけどね。（「ちょっと、その答弁の前に確認をしたい、今の内容で確認したいことがあるので」と呼ぶ者あり）

松隈清之委員

今、小石委員の質問と、先ほどの答弁の中で、ちょっとその確認をしたいんですけども。要は、国に対して10センチで申請しているとすれば、ちょっとその、要は、実際12.5センチでやろうとするとだましていることになるけど、先ほどの説明では国にも12.5センチで申請をしてみると。

国は12.5センチでやるつもりなのは知っているけれども、それが12.5センチで認められなかったときに、実際工事は10センチでやらざるを得なくなったときには、公言してしまうと

12.5センチでつくると言っていたのに10センチのものができから、言うたら、議会や市民を含めて結果的に違うものができる可能性があるのそこで伏せとってと言っていたことなのか。10センチで災害普及するつって申請をしとって、実は12.5センチでやろうとしてたのか、どっちかをちょっと確認したいですよ。

原 祥雄教育総務課総務係長

まず、私どもで考えていたのは、国に対しての災害復旧事業費の廻り縁の大きさにつきましては12.5センチの分で申請をいたしました。

それで、災害復旧事業の手の流れといたしまして、災害の復旧計画書を出したあと文部科学省と財務支局のほうから現地の査定に参ります。そこで、現地を見ながら復旧計画について、適切かどうかというのを判断いたします。

それで、私どもの予定といたしましては、夏休みに給食センターの調理エリアに立ち入ることができますので、その時期を査定ですね、先ほど申しました文部科学省と財務支局の査定をその時期に受けたいというふうに思っていたところです。

ところが、そこで10センチの廻り縁に戻しなさいというようなことになれば10センチに戻す考えでありましたし、ただ、先ほど申しましたように、同じような地震規模での、また同じような被害が生じると何のための復旧だったのかというような御指摘をいただくことも想定をされました。

それで、結果的に国のほうにも12.5センチで申請をしましたが、やはり10センチで原形復旧にとどめるべきという判断であれば、そのように手続を変えるところでございました。

したがって、先ほど松隈委員がおっしゃいました、議会へ12.5センチで整備をするというふうに明言してしまいますと、災害の査定を受けて10センチに変わったときに、議会でお答えした内容と違うではないかというような結果になることも想定をされましたので、数字については申しわけありませんけれども差し控えさせていただきたいということでお願いをしたところでございます。

以上です。

松隈清之委員

まず、それはそれで別としても、今、災害復旧の国の補助に手を挙げているのをどうするかということなんですけれども、これは、でもいづれにしても、現状、災害復旧工事のめどが立っていないから、当初出している計画だったりとかのものも変わる可能性ももしかしたら出てくるかもしれないですよ—まあ、わからんけれども。

いつ工事ができるかもわからん状態ですね。仮に、補助金がおりてきて金が入ってきたと

しても、実際工事ができなければその金返さないかんということになるんで、ここは事情を言っ、一旦とりあえずその申請自体は、こういう事情なんでっていうことで取り下げるべきかなというふうには思いますけどね。あんま悩むところでもないような気がするけど。

園木一博教育次長

先ほど、小石委員からも御指摘ございまして、松隈委員からも御意見等を頂戴しましたけれども、工事の概要等でも御説明、資料でも挙げましたように、災害復旧工事というのは、基本的に工事を中断し取りやめております。

それと合わせ、今後、先ほど御報告申し上げましたように、やはり専門家の御意見等いただいて一定の判断をしていく必要があるだろうということで、今後少し時間を要するという状況から考えますと、当然国に対しては、今回事業でいただいております災害復旧の補助の内容等については十分確認をした上で、まず事業内容としてはもう変わりますので、取りやめになるのか、具体的にどういう手続が一番適しているのか含めて、ここは早急に県を通じまして、文科省のほうとも御相談をさせていただきたいと思っております。

もともと予定しとった工事内容については当然できてませんし、今後の見通しももう少し時間がかかるかなというのも想定されますので、基本的にはそういう形で手続を進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

小石弘和委員

先ほど、私、一般質問のすり合わせのときにそういうふうなことを私は言った。今のような説明をね、なぜそのときにしない。

そういうふうな説明であれば、私も納得はしたわけ。

そいけん、あなたたちが、諸般のいろいろなことが、要するに国に出しているから問題点が多いというふうなことで私は諸般の事情があるというふうな判断で、次の質問には入らなかったんですよ。

今、係長の、要するに返事でそういうような答弁であれば、私は別に問題はなかったんじゃないかなというふうには思います。

以上です。

尼寺省悟委員

いろいろこう今見て、ちょっと気にかかるところ何点かあるんですが、2ページのところに、もともとの設計図には壁と天井の間に6センチ以上のクリアランスを確保する旨の記述、記載はない、そうなんですか。

原 祥雄教育総務課総務係長

まず、建築基準法、そして文部科学省のほうで、特定天井に対するその施工の手引ですね、こういったものが策定されましたのが平成25年の8月でございました。それで、建築基準法の法施行というのが平成26年の4月ということです。

それで、実は、この法の成立前にもう設計が終わりまして、建築確認のほうが終わっておりますので、厳密に申しますと、必ずしも設計段階で特定天井に対応するような施工をする必要はなかったんですね。

これは、法施行が、やはり平成26年4月からということで、手続きとしては間違いではなかったということを今泉・鳥飼建設共同企業体の代表者今泉建設はおっしゃっておられるわけです。

それで、当初の設計書の中には、この部分がございますでしたけれども、工事の途中で、こういった法改正、そして手引が出てきたことから、そのまま工事が完成してしまうと法に合致しないような、法に違反はしてなくても法に合致しないような施設になってしまいますから、そういったことを踏まえまして、工事の途中で国の基準に見合うような施工に内容を変更したというふうに伺っています。

尼寺省悟委員

いや、この書き方やったらね、6センチの確保する記述、記載がないんだから6センチなくても構わないんだと、そういうふうにとれるけれども、そうじゃないわけね。あくまで、6センチ以上のクリアランスがないならば、それは施工不良なんだというふうにあなたが理解しとるわけね。そうせんとおかしくなってくるったいね。

この書き方やったらあんた、6センチないからよかろうもんというふうになってしまうけれども、その辺はどうなんですか。

園木一博教育次長

今、係長のほうから報告しましたように、工事施工途中で文科省の基準等が変わっています。

特定天井、特に体育館の天井落下事故等があつて基準等が変わってきた経緯がありまして、ただ、これについては市、施工監理者、施工業者3社の協議の中で、文科省の基準に準拠する形で対応を取ろうということで、施工内容を協議しながら進めていただいた経緯がございますので、それで考えますと、もともと求めたものは、完成後については文科省の基準をクリアするという天井ができ上がるという想定で考えますと、当然、6センチのクリアランスが確保できているというのは、私どもとしては想定している内容でございますので、そういうことで御理解いただけたらと思います。

尼寺省悟委員

そうであってしかるべきだと思うんですね。

ちょっと次、行きますね。

一番下のところに、手抜き工事は行ってないという書き方やね。これを、今までの議会の答弁とか、記者会見でのあれとは違うったいね。

市としてはそうじゃないと、手抜き工事を認めたというような形で記者会見でも市長が言って、私の議会の答弁でもね、類推してるとか、どうのこうのなったけれども、この書き方やったら全然ちょっと違うっちゃんないかね。

その辺はどうなんですか。

園木一博教育次長

回答文の中にも、その工事施工のルール、それから施工の責任の範疇というようなことに触れられながら御回答をなされている内容がありまして、最終的には手抜き工事じゃないという御回答になってまいりますけれども、こうなってきますと、じゃ専門的に建築施工のルールとしてそこがどうなんだっていうのはやはり専門家の御意見をいただかないと、判断というのも難しいのかなと。

私どもが求めた施工業者においては、こういう御回答をなされた。じゃあ、市として、これについて専門的知見等もいただきながら、どう解釈するのかというのが必要になるということを考えておりまして、そういう意味で専門家の委員会を立ち上げる準備に入らせていただきたいと。

尼寺省悟委員

あのね、そうであるなら一番、7ページは問題やね。市長が御社が手抜き工事をしたと思ってないという返答をいただいたと、だから訂正せろと。

これ上げるとまた、市長は何考えて言ってるかと、この辺はどうなんですか。（「どこですか」と呼ぶ者あり）

一番最後、最後ね。

当方から弊社は手抜き工事は一切してないとお伝えしたところ、貴職——これ市長さんよね——御社が手抜き工事をしたと思っていないという返答をいただいた。だったら訂正していただくよう、こういう書き方やね。

一番最後ですよ。

園木一博教育次長

手抜き工事という表現自体がどうなのかっていうのが、非常に難しい範疇なのかと、結局、結果的に施工的に不良箇所があるというのは、当然施工不良というのでわかりますけど、手抜き工事となると、あえて手を抜いた工事を行ったという理解というふうにとるとですね、

ちよつとここの文言の理解も非常に難しい部分もありますので、逆にここら辺になると法的な方々の御意見等も聞く必要があるかなど。

そういう意味で、専門家の方々の御意見をいただいた上で、判断していく必要があるという認識を持っているということで御理解いただきたいと思います。

尼寺省悟委員

なかなか理解できんけれども、基本的にクリアランスがないということが一番重要な問題でしょう。

クリアランスがなかったからあれだけ、六十何枚も滑落、被害を受けたんだから。そういった意味で施工不良であって。施工不良イコール手抜き工事というふうに普通一般的に見れるんであって。

それを市長が、いや思っていないとか言ってみたらさ、向こうはね、どう考えるかと。ほんなら今まで言ったことに対して訂正せろと言うのは、これは当たり前であって。何かその辺がね、今、次長さんはいろいろね言われたけど、なかなかその辺は理解でけんね。

それともう一つ。

その安井設計が、4ページたい、4ページ。

特定天井という表現がありますけど特定天井ではありませんと。またこれもね、理解に苦しむような答弁している。この辺についてはどう考えているわけ。

特定天井じゃなかったら6センチのクリアランスのどうのこうのもなくなってくるだろうと思うし。

原 祥雄教育総務課総務係長

ちよつと、安井建築設計事務所のお考えなのかどうなのかはあれなんですけれども、先ほど私がお答えしたように、法施行上での取り扱いでの部分でこういう書き方をされてあるんだというふうにちよつと認識しております。

先ほど申しましたように、建築確認は法施行前に受けて、法が変わる前に建築確認が終わっているのでこういう書き方をされているものだというふうに思っています。

松隈清之委員

まず、今の安井のこれは、報告は、これは設計事務所としての報告書をいただいたんですかね。施工監理業者としての報告書をいただいたんですか。

原 祥雄教育総務課総務係長

新築工事の際の施工監理業者としてお答えをいただいたものというふうに認識しております。

松隈清之委員

この御報告、1枚のペーパーですけど、3つあるよね。

とりあえず、今のところ危険性はないというセンテンスと、そのあとに書いてある市建設課の御指導のもとと書いてあるけど、これも建設課にあるとかな、国土交通省住宅局建築指導課作成にかかる工事監理ガイドラインに沿った適正な工事監理を行いというふうになっているけど、これも、そこの工事監理のやり方云々っていうのは、そのガイドラインとこの建設課の指導があったわけかな。

園木一博教育次長

当時、その工事の市側の監理業務というのを建設課のほうに教育委員会から委託をいたしておりましたので、そういう意味では施工監理業者、並びに施工業者の管理監督っていうのを建設課のほうにお願いしてたという状況から、表現としては建設課の指導のもとにという表現になっているものというふうに理解をしています。

松隈清之委員

ということは、その指導があってガイドライン——そのガイドラインがどういうふうなのか、ちょっと私は知りませんが——鳥栖市の厳正なる各種検査を受けた上でお引き渡しをさせていただきましたと。

だから、厳正なる審査を受けているとするとね、その審査は一体どうだったんだということになるけれども、ここで、部分的な施工精度の良否の範疇でありと書かれているわけですよ。

現状、外しているところっていうのは調理室の部分ですよ。

でも、調理室の部分を外してみたところにしても、我々が前回の委員会で見えた資料で言っても、そういう箇所が全体の10%ぐらいあったとかっていうレベルじゃないような受けとめ方ですよ、我々は。結構な、言うたらほとんどそうなのと。

カットしている部分はもうわかんないんだけど、ここはもうその現場にいた方しかわからないよね。

その状態は、もう安井の人も現場では見てるわけでしょう。それ見てるんですよ、現場でカットしたところがどうだったかっていうのは。それは、うちの職員もおって、今泉の人間もおって3者がその場におるわけでしょう、カットする、現認したときには。

それは、カットって部分的にカットしたんですか、それとも全部カットしたんですか。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

カットした部分が全体だったのか、部分的だったのかという御質問ですけども、カットした部分については部分的だったということで私のほうは現場で確認をしております。

松隈清之委員

その部分的というのは、どういう意味なんですかね。

例えば、形は必ずしもこういう状態じゃないけんね。そのうちの、ずらっと外したらここがちよっと足りんねと。ここだけカットしましたっていうことなのか、その部分的っていうのはここもカットした、ここもカットした、ここもカットしてみたいな。

じゃあ、その全体の廻り縁の延長の中でカットしてしまった部分というのは何割ぐらいあったんですか。

犬塚 穀教育総務課教育総務係主査

何割ぐらいあったかということの御質問ですけど、実際に全てこちらのほうで寸法当たって、その距離を測ったわけではございませんので、すいませんけどこの場ではお答えできません。

松隈清之委員

廻り縁は、そのカットした部分に関してはその部分は全部廻り縁は外した時点で現認されているんですよ。

それとも、そこら辺の1、2メートル外したらちよっとなつとつたから、もう全部、あとは全部外してカットしとってみたいな話じゃないわけでしょう。

全部廻り縁を撤去した状態で、現認をされてカットの指示をされたんじゃないんですか。

犬塚 穀教育総務課教育総務係主査

ボードのカットの指示につきましては、洗浄室の廻り縁を撤去した状態のときでございます。

それ以降に廻り縁を撤去しました煮炊き調理室、あえ物室、コンテナ室につきましては、指示をしたときは、まだ廻り縁は撤去されていませんでした。

松隈清之委員

間違った。そういうことだね。

その洗浄室だよ、カットしたのは。

だから、洗浄室は全部外して見てるよね、そのときに。だから、その洗浄室の天井の状態としてクリアランスが足りないなというのは、見てすぐクリアランスが足りんと思ったからそういう、呼んでの話になったんだと思うんだけど、そのときに、その廻り縁の延長の大体でいいですよ。これはもう半分は切らないかんとか、実際切ったとか。

だって切ったときはいるんですよ、いないんですか、切ったときには。

犬塚 穀教育総務課教育総務係主査

25日にボードの切断作業をしておりますけれども、そのボードを切断しているとき、一日中ついてたわけではございませんので、時間的には最初の1時間程度ということにはなりません。

すけれども、洗浄室のどれぐらいの割合でということと言えますと、私の印象的な部分にはなってしまうんですけど、おおむね1割から2割程度かなということで、今はそういう印象を受けております。

松隈清之委員

いわゆる、クリアランス不足があるっていうのはどの時点でわかったんですか。

全部あけたときに、こことここはちょっと足りんぢやないかなみたいな印象だったのか、どういうふうに気づいたんですか。誰がそのクリアランスが足りないって言われたんですかね。

もちろん、一番最初あけるのは、災害復旧ので入っている業者があけるよね。そのときには、別にそのクリアランスのことなんか誰も知らないわけだから。

恐らく、これちょっとおかしいんじゃないのかっていうことの報告があるか、たまたまその場に、大体いたんだよね、そのときはきっと。

何か外すけん、いたときにあけたらクリアランスが足りんと。あけたときに、もうすぐ、ぽこっとあけた、最初の1枚あけたとか、その廻り縁外したとかっていう状態で、もうその時点でないとわかったのか。ずうっと外して行って、ぽつぽつあるなと思ったのか、どっちなんですか。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

天井災害復旧工事の請負者が廻り縁の、既存の廻り縁の撤去を始めましたのが23日でございます。

それで、その日に新しい材料も入ってきましたので、その確認と撤去している状況を確認をするために、私が現場のほうに行きました。それで、撤去されて、廻り縁を確認したところ6センチない部分がありました。

厳密に言うと、5センチぐらいのクリアランスしかなかったもので、これはちょっと地震の影響ではないかなとは思いつつも、このまま復旧工事を進めていいのかどうかの判断、私ではできかねましたので、もちろんその天井、特定天井という仕様で設計をして工事を監理していただきました安井建築設計事務所と施工したJVの代表、今泉建設の意見を求めたところです。

松隈清之委員

その意見を求めたときには、洗浄室の廻り縁は全部撤去終わった状態で意見を求めたんですか。洗浄室のその廻り縁が外れた状態で見させていただいて、要は、そのときに全体的に1割ぐらいなのかどうかわからん、切ってしまったからもう何とも言えんけどね。

どうなんですかね、そのほかのところ、あとから見た資料はもう別の、あれは調理室かな。

写真であとから見せていただいた調理室のやつ見ると、何かその、1割ってというのはポイントで言えば上の金具が飛び出しとるけん、延長上っていったら1センチか2センチぐらいしかないけんさ。

そんな言うたら、もう1割ぐらいになるのかもしれないけど、金具が飛び出てるだけで言えば、でも飛び出とったらもうそこで当たってそれ以上行かないから、1割だからいいという問題ではないんだけども。

少なくとも、我々が見た写真の状態とおおむね1割ぐらいっていう状態が、あんまりこう、同じところがしたにとしては、5センチぐらいのクリアランスがあつてとか、全体的にちょっと1センチぐらい足りんぢゃないかなっていう状態で、これでどうだろうかとかっていう判断だったのか、同じように我々が見たように、材料がそろってなくて、金具とか下地とか、仕上げ材とかがそろってない状態で、同じような状態であったとしたら、実質1割であつても、金具が飛び出とるだけでそれ以上も行かんぢゃけん、どげん行つたつて。

みんなボードと一体やけん、くっついとるわけ、金具で。1カ所でも出とったらそこにぶつかるよね、そこにもう。それ以上行かんよね、揺れんよね。

だから、クリアランスを取ってる意味がなくなるよね、6センチ取ってる。だから、まず切つたところの現状を見たときに、3者で洗浄室の廻り縁を全部撤去した状態で現認をされているんですかね、3者で。

犬塚 殺教育総務課教育総務係主査

現地を確認したときの廻り縁の状況としては、廻り縁全ては撤去はされていない状況です。

23日の朝から撤去を開始されて、私が確認をしたのは昼過ぎ、1時半ぐらいだったと思うんで、まだ撤去の状況としては、洗浄室のうちの7割程度ではなかったかと思います。

松隈清之委員

そのときの認識ってというのは、ここにある安井の言う部分的な施工精度の良否の範疇だということころは、3者ともそういう認識があつたわけですか。

部分的な施工精度の良否の範疇に納まるものだという認識が3者ともあつたんですか。

犬塚 殺教育総務課教育総務係主査

安井建築設計事務所の回答において、こういうふうな記述があるということは、もう安井建築設計事務所はそういうふうに考えているんだというふうに私は考えています。

松隈清之委員

安井の見解はわかるよ、ここに書いてあるんだから。

そうじゃなくて、3者で現認しているんだよね、今泉とうちと安井で。3者でその場を現認して、そこでカットするっていう話に――誰が言い出したのかどうか知らんけど、カッ

トという結論に至るとるわけよね、そこは。

そこにおいては、これは部分的な施工精度の良否の範疇なんだという認識が3者ともあったか、少なくとも安井はあったんだろうなと、これ振りかえて、そう書いてあるからそうなのかもしれないけれども、その時点で、これ犬塚さんが立ち会ったんですかね。

だから、犬塚さんとしてもこれは、部分的な施工精度の良否の範疇だという認識で、そういう結論に3者で至ったってことなんですか。

犬塚 穀教育総務課教育総務係主査

3者の考え方が、記述からいくと全てそうではないんですけど、安井建築設計事務所は部分的な施工精度の良否の範疇ですね。今泉建設は、施工瑕疵としての判断があったのかもしれないと。

私としましても、全体的な割合が多くないという部分とクリアランスの不足に関しては、23日の時点で現認したときはクリアランスの寸法が5センチ程度であったことから部分的というふうに判断をしました。

松隈清之委員

ということは、この23日の時点では、3者ともこの認識に関しては、部分的な施工精度の良否の範疇だということによって一致しとったってという理解でいいんですか。

犬塚 穀教育総務課教育総務係主査

よろしいかと思います。

松隈清之委員

そうすると、カットしてしまったところはもう見れないんで、何とも言えないんですけど、我々が見た調理室の写真、それももちろん犬塚さんも御存じだと思うけれども、あれと同様な仕上がりだったんですか、洗浄室に関しては。

犬塚 穀教育総務課教育総務係主査

施工精度としては、洗浄室のほうがまだクリアランスは確保されていまして、それ以外のほうがクリアランス不足、もっと寸法の不足しているところが多く見受けられました。

松隈清之委員

そうだとすると、例えば、要は施工の状態、例えば、我々が見たやつだと化粧仕上げ材と下地と金具、要はそろってないね。それぞれがばらばらになってる、特に金具なんて飛び出てるやつなんか、もう長さも全然そろってなくて飛び出てるやつなんかも幾つもあるんだけど、そういう状態だったんですか。

そういう状態で、でも結果としてまあクリアランスは取れてたなということなのか、そこは割と仕上げ、下地、金具そろって、ただ全体的に——その全体的にやったら1割

にはならんけどね。

その部分的に出てるクリアランスにどうしても足りてないところがちょっと散見されるなっていうレベルだったのか。

犬塚 穀教育総務課教育総務係主査

洗浄室の状態としましては、金物の下地、それと2枚ボードが貼ってあるんですけど、その下地のボードと仕上げのボード、大きく不揃いのところは見受けられませんでした。

松隈清之委員

ちなみに、そこって写真とか撮ってないわけですか。そういうときって写真撮らないのかなあ。

いやいや、考えることじゃないやろう、撮ったかどうかはすぐわかるはずやけん。

犬塚 穀教育総務課教育総務係主査

私自身は写真では記録しておりません。

松隈清之委員

わかりました。

あと、この安井の部分でいくと、さっきも話あったけれども、何て言うのこれ、高天井。高天井ではあっても特定天井ではありませんと書いてあるわけね。

それで、もちろん、ただし書きで設計時においては特定天井である必要はなく、またその当時も——それは、先ほどの説明のとおりやね。だから、特定天井である必要はなかったのですと、いや、もちろんそれはわかっているんだよね、執行部も。教育委員会としてわかっているんですよ。そのときには特定天井である必要がないことはわかっているんだよね。

ただ、必要はないけれども、それに沿った仕様にするべきだという認識があって、それは安井も含めて、そういうことをどのタイミングでやったのか、要は設計終わっているから。

その設計変更をかけているタイミングというか、そういう記録ってないですか。ここは特定天井でやってくださいと、新しい、今度の変わるその基準で、今施行はされてないけれども、今度の新しい基準でつくってくださいっていう、その工程会議なんかでやった記録っていうのはないんですか。

要は、その3者が、ここで言っているのは、特定天井である必要はなかったという認識がそもそもあるわけですよ。どっちも6センチ以上なくてもいいんだと。

この今泉の書き方も、最初の請負契約時の設計図にはなっていない、それはそうだよ。あとから変えたんだから。

最初になってなくても、あとから変えたところが3者で共有されてたら、これは言い訳にしかないよね。そんなの関係ねえじゃんて、最初どうであろうと途中で、その特定天井

の仕様でつくるんだっていう確認をみんなでしたじゃないですかと。こんなことを、最初はそうじゃなかったなんつうのは通らないよと、だって確認したんだからって話だから。

要は、特定天井の仕様でやるんだっていう確認をとった記録っていうのはないんですか。工程会議でも何でもいいんだけど。

原 祥雄教育総務課総務係長

現存する書類のほうを確認しております、まだ現時点では確認できておりませんけれども、引き続き確認作業のほうを続けてまいります。

松隈清之委員

その確認できてないというのは、目を全部通しきってないという意味なのか、現状、目を通した範囲、一通り今まで目を通したけれども、それが口頭でそういう確認は取っているけど、きちっとした記録としては残ってないという意味ですか。

原 祥雄教育総務課総務係長

全ての書類を見終わったわけではないということです。

松隈清之委員

結局、この書いてあることっていうのは、もちろんぱっと見るとね、理不尽なこと、こっちから見てたら理不尽なことを書いてあるんだけど、間違いじゃないんでね、これ。向こうが言ってることは。

例えば、安井の書いている、特定天井という表現がございますが、高天井であっても特定天井ではありません。と言いますのも、設計時においては特定天井である必要はない、まったくです。設計時において特定天井である必要はないというのほうじゃないよね。

それで、だから、設計当時はそういう指針も整備されてないから特定天井である必要はなかったのですというのは、別にうそじゃないから。書いてあるところはうそじゃない。

ただ、いやそれはそうなんだけれども、3者でつくるどころ、設計したところ、監理したところと施主、3者でこうやるんだっていう、設計変更なんか実際しょっちゅうある話じゃないですか。何にしたって、設計変更なんか普通に建築業界ではある話だから。

いや、変更の確認しましたよねと。変更の確認をしたのに、そんなの初めはこうじゃなかったよねっっちゃうのは通らんですよねっっちゃうのが一般論ですよ。

だから、その変更の確認がきちっと文書とか記録とかではっきりしないことには、これ対抗できないよね、ここは。

もちろん、今泉が言っているのも、最初の請負契約時の設計書には書いてないと。いや、そうなんだよ、さっき言ったように設計したときにはなっていないんだもん。だからこれ、うそじゃないんですよ。ただ、そのあとで、特定天井の仕様でやるんだっていう確認を3者

できちっとできて、その記録が残っているのであれば、これ、こんな言い訳通用せんけん。

だから、そこをちょっと、まず、これ対抗するにはきちんと調べていただかないといけないよね。それがわかんないとどうこう言えない。こっちとしては主張したいんだけど対抗できないよね、このままでは。

それで、あとこの今泉さんところから来てるやつでいくと、6ページになるのかな。

まず、初めのちょっと過ぎたところなんだけれども——その前から少しあるんだけど——部分、要は検査でも問題なかったと、その検査したときに、指摘されたところは直しましたということを書いてあるわけですよ。それで、そのままちゃんと検査も提出してますよ、確認した写真も出してますよと。それで、実際部分的な実測しかしてないっていうのは、これは実際間々あるやり方ですよ。全ての工事において、全部を1個1個ね、本当に何センチ単位で全てを距離測って写真撮ってみたいなのはしないですよ。部分的にしか実際実測しないっちゃうのは一般的なやり方ですよ。

だとしても、実際部分的にしかやってないからほかはできてなくていいっちゃう話じゃ、もともとそういう話じゃないよね。全部そうするべき話だから。

だから、ただここでも、工程会議や定例会議、現場立ち会いによる工事内容、施工方法の協議、確認を幾度となく実施し、工事を進めてまいりましたと書いてあるわけよね。

だからこれ、幾度となく実施して工事を進めてきとるんやったら、特定天井をやることも多分わかってなきゃいけないし、6センチのクリアランスがなぜ必要なのかと、言うたら特定天井の肝なわけじゃないですか、クリアランスっていうのが。

だけん、さっき言ったように、本当、延長で言ったらね、10メートルのうちの9メートル99センチが取れてても1本出とるだけでもぶつかるわけやん。

ぶつかるわけやん、そこに。それ以上行けなくなるわけやん。

だから、特定天井の場合、このクリアランスが肝だっていうことは、設計する人間も施工する人間もわかってなきゃいけないよね。だから、何度となくやってるんだったら、その記録も含めてきちっと残っているんだろうなと思うんだよね。

それで、結局、この是正が生じた際は速やかに是正措置対応をしております。その中でクリアランス部分についても工事期間中に軽量鉄骨天井下地施工状況確認検査が実施され、その際に耐震天井部クリア不足ありとの指摘があったため是正措置をした上、発注者、施工監理者にて現場確認をしていただいておりますとなっているわけですよ。だから、指摘をそのときもされているんだよね。でも、でき上がって外してみると、そういうところがほかにもいっぱいあったってことでしょう。

だから、この書き方は、そういう検査はして、検査のところはちゃんとやってきたよと、

だけど、でき上がったものは、検査してないところでいっぱいぼろがありましたよってこと、結果論はそうなんですよ。だから、うそは書いてない、これも。

やってきたところは検査もしてきたし、是正を指摘されたところは直している。ただ、指摘されてない、見えない部分はいっぱい残って、その施工不良と言われる部分がいっぱい残ったというだけで、書いてあることはうそじゃないよね、きっと。ここの書いてあることは。

ただ、手抜き工事をしたわけではないと書いてあることに関しては、さっき次長も言ったんだけど、別にこっちは手抜き工事という言葉をも分一度も使ってないよね。使ってないんですよ。

これ、向こうからの報告書にあるように、施工不良イコール手抜き工事という印象があるということで、非常に、ある意味心外だというような内容になっているんだけど、一度も手抜き工事という表現は取ってないんで、市長が手抜き工事をしたとは思ってないっていうのも別にこれも間違いじゃないよね、極論すると。間違いじゃないですよ。

だから、イメージだけ取られると、要は市長も手抜き工事したとは思ってないって言ったから、逆に、今度はそれイコール施工不良があったと思ってるっていうふうに捉えちゃいかん話なんですよ。だって、さっき言われたように手抜き工事の言葉の持つ正確な意味をお互い共有して使っているかどうかわかんないよ。

だけど、さっき言ったように、受け取る印象というのは手抜き工事っちゃうのは、言ったら故意だよ。故意犯だよ。

まあ、施工不良っていうのは、故意にやったらそれは手抜き工事になるけど、結果的に瑕疵が残っている部分があるっていう部分も施工不良には含まれるから。

だから、ここも、この文書に関して、公の場で訂正していただくよう要望されとるけれども、ここは、その話の内容がわかんないよ。部分的に言葉だけ取り上げているからわかんないけど、ここも逆に言ったら、こっちから一度も手抜き工事なんか言っていないぞと。だから、手抜き工事をしたとは言っていないだろうと、だけど、結果的に施工不良ですよと。逆に、施工不良は認めてくださるんですかっていうところも含めてさ、きちっと詰めないといけないんだと思うんだよね。こんな報告書を書いてきたからこうですよじゃなくて。

だから、報告書ももらって執行部が、今後この報告書に対してどう対応するのかわかんないんだけど、少なくとも認識の違いっていうのは詰めないかん部分があるんで、さっき言ったように特定天井をすることをどの時点で確認して、そのことを残しているかっていう確認と、この手抜き工事に関しても、その手抜き工事とは言っとらんだらうと。

ただ、結果的に指摘されて直している箇所もある、検査とかで。でも、検査でわかってな

い部分が残っているでしょう。本来、そこは検査だったら是正措置すべきところが、検査してないところは全然されなくて残っているわけだから、これはやっぱ施工不良だよ。だからそこを、手抜き工事かどうかは別としても、施工不良だけはきちっとやっぱり認めてもらう必要があると思いますよ。

徹底的にやるならやるで裁判でも何でもしてもいいと思うんだけど。

園木一博教育次長

今、松隈委員からもるる御指摘等ございました部分、特に施工業者の見解としていただいた文書内容、微々細々検証する必要があると思います。

ただ、中身によっては、当然専門家の御判断をいただけないと市としても、答弁するだけのものが出てこないというのも想定されますので、そういった意味から、早急に専門家の御意見等も頂戴しながら議論を深めていきたいという意味で専門家委員会の立ち上げを急ぎたいということで、関連予算を12月にお願いできたらというふうに考えているところでございます。

古賀和仁委員長

質疑もあると思いますけど、暫時休憩します。

午前11時14分休憩



午前11時25分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

小石弘和委員

お尋ねですけど、今泉・鳥飼企業体と安井建築設計が、施工不良というふうなことをこの文書では認められないというふうに判断をしているわけでございます。

ちょっと、私耳にしたところ、8月5日の日に安井建築事務所と今泉建設と市の職員の折衝があって、その中で、安井建築設計のほうが何か不適切な工事と——文言はよくわかりませんが、不適切な工事があるというふうな形で公文書を取られておるといふような話を伺っておるわけですが、その点そういうものがあるものか。

はっきりとですね、答弁をいただきたいと思います。

江寄充伸教育総務課長

ただいまの御質問でございますけれども、正式にいただいた文書はございません。
以上でございます。

小石弘和委員

いや、正式な文書やなくて、公文書じゃなくても、私は公文書か、要するにそういうふう
に安井建築設計とか今泉建設さんが呼ばれてですよ、いろいろお話した経緯は要するにある
んでしょう。

その中で、何かその不適切な工事というふうな形で言われて、公文書じゃなくても、何か
一筆取られて、どこに保管されているのかなというふうなことをちょっとお聞きしたから、
はっきりお尋ねしているわけです。

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午前11時28分休憩



午前11時28分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

江寄充伸教育総務課長

現地に、私どもと一緒に安井設計さんのほうが入られたときに、担当者のメモというよう
なことでいただいた分はございますけれども、その中で不適切な施工というような表現はな
いということでございます。

小石弘和委員

現場を見られたところ、ほんなら8月5日に書かれたわけですか。

園木一博教育次長

済みません、その件については、今、報告したのは7月の……。

原 祥雄教育総務課総務係長

すいません、今、江寄課長のほうからお答えを申し上げた部分でちょっと補足の説明をさ
せていただきます。

7月29日に安井建築設計事務所の担当と江寄課長のほうが現地のほうを確認されまして、その分の報告としてメモを、先ほど江寄課長が申しましたようなメモのような文書のほうが出されたと。その中には不適切な施工という文言はなかったということでの答えです。

小石弘和委員

いや、私は8月の5日のことを言っているんですよ。

8月5日の日に市の職員と安井建築設計と今泉建設と、3者でお話を要するにされていると思うんですよ。そのときのメモが、メモが公文書じゃなくてもですよ、何かそういうふうな言葉が――要するに見たことはないんですけど――不適切な工事があったというふうなニュアンス的な言葉を、文書があると聞いたからですね。それが本当に、あるかというふうな形ですよ。

園木一博教育次長

今の現段階で確認取れていませんので、内容を精査して、確認をして、当然、そういった文書があるということであればお示しをさせていただきたいと思います。

小石弘和委員

私は江寄課長に聞いているんですよ。

私は、委員会ではなく、ほかのところで私が問うたことあるんですよ、総務課のほうで。そしたら、あなたは個人的な見解をいただいているというふうに私に返事したやないですか、ね。

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午前11時32分休憩



午前11時35分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

答弁については、後ほどということをお願いします。

尼寺省悟委員

さっきの話、要するに特定天井という記録が確認されてないちゅう件やけど、ほら5ペ

一ジのところにクリアランスを確保する記載はないけれどもということ、そのあとで可能な限り当該手引書に準じた工事内容や施工方法で行うことを決定したと書いてあるんだよね。

だから、決定したときに、当然文書で決定するわけでしょう。文書で、設計図といったのも。

そのときの担当者は誰なわけ。その担当者が立ち会つとるんだから、当然その方は知っているわけやろうもん。こういった、クリアランスがないということであつたけれども、新たな手引でやったということで、決定したと書いているんだから。

それがあつたわけやろうもん。なかったら、その人に聞けばいいんであつて、誰なのその担当者は。

園木一博教育次長

再度、確認をする必要がありますけれども、総務課職員担当、さらに技術、建設のほうで、施工のほうをお願いした担当も含めて、ちょっとそこは、この文科省の基準改正に伴つた時系列も含めて担当は確認をいたします。

尼寺省悟委員

だから、いくら彼らがどうのこうの言つたとしても、手引書に準じた形でやるつちゅうことを協議して、決定したんだからさ、それに反するようなことをやつたとするならば、当然それは施工不良になつてくるつたいね。それを言いたいと。

よか、いいです。

古賀和仁委員長

答弁はいいね。

ほかにありませんか。

久保山博幸委員

先ほどの、尼寺議員の御質問にも共通するんですが、非常に監理者のスタンスっていうか、考え方がよく、ますますわからなくなつたっていうのが正直なところで、ここに書いてある意味がよく理解できない。

学校給食センターの天井は高天井であつても特定天井ではありませんという、この意味合いがよくわからないんですよね。建築基準法上、その当時はそういう制度がなかつたから特定天井というのは言葉もなかつたはずですよね。だから、特定天井ではないという意味なのか、そこがよくこの文からはわからないところで、結局、この文面を読んでいると、3者でどういふ話があつたのかわかりませんが、本当にその3者が、特定天井をつくるという意識が共有できてたのか、施工者の文面によるとその、可能な限りという表現もあるんですけど、可能な限り特定天井に近いものにしましようっていう意識で現場の施工をされたの

か、それを監理者もそういう意識でいたのか、市側もそういう認識だったのか、そのあたりは打ち合わせ記録なりで、どういうふうな話が3者の間で共通認識としてあったのかわかっていのがはっきりしないと、監理者のこのコメントを読む限りは、いや、別にその特定天井は一つの目標ではあるけれども、別に特定天井の基準になってなくても、特定天井じゃないんだから、そういう基準じゃないんだから、別に6センチのクリアランスやなくても、4センチでもそれは可能な限りそれに近づけるという意識でその現場が進んでいたとすれば、こういう状況も想定されるであろうし、そのあたりの監理者の認識っていうのがちょっとこの回答書では首をかしげるところですよ。

園木一博教育次長

御指摘のとおりだと思ってます。

それで、今、先ほども答弁してまだ全部見きってないというような回答をさせてもらいましたけれども、当時の工程会議の協議録等を含めて、今調査をさせているのが現状でございます。

それで、尼寺委員からも御指摘がありましたように、どこでどういう決定をして、特定天井に準じた仕様にするという内容の精度も含めて、どういったものを合意して作業に入っていたのかというのを一つ、ちょっとここはきれいに書類等の確認作業が必要だということで、早急にここは調査するよという指示はいたしておりますので、まだ全部見きってないという状況でございますけれど、ここは調査をして、当然、回答文書の中でこういう御指摘が出ているということは市側がそこでどういう判断をしたのかわかっていうのも当然必要だという認識はしていますので、そこはしっかり検証はしていきたいというふうに考えております。

松隈清之委員

結局、特定天井というものに対して認識があったかどうかっていうのは、もう今後、恐らくそれが全てになる可能性も出てくるんですよ。

だから、それに関しての、もちろん記録もですけど、だけん遡ってその記録、例えば可能な限りっていうところも、逆に、認識がそこも共有されとけばね、検査で監理者として検査するときに6センチがマストの条件ではないと、必ず6センチいるっていう、クリアランスがいるっていう認識がなければ、多分検査も6センチなくても通ると思うんだよね。

実際、そのときに6センチ以下だと通らないっていう基準がないわけじゃないですか、基準法上の。だから、6センチなくても検査が通っている可能性があるわけよね、その時点ではだって規制がないわけやけん。

だけん担当者として、6センチないとだめなんですよっていう認識をみんな持ったの

か、可能な限りやけん、できなくてもいいという認識があったのかっていうのも含めてあとで回答もらいましょうか。

園木一博教育次長

そこは書類調査も含め、文面の中にも一部で指摘があって、手直しをやった文面等も表現がございますので、当然そういったものも指摘結果として書類が当然あるべきだというふうに私個人的には思っておりますので、そこは工事関係書類を全部洗い出しながら精査をして、先ほどお話があったように少し時系列的に、これまでの経緯も少し整理をする必要があるかなというふうに考えておりますので、合わせて、そこら辺の資料作成にはちょっとお時間を頂戴したいと思っております。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

尼寺省悟委員

ちょっと話飛びますけど、再三再四専門家を入れた形で検証をしていくと、12月に予算を立てる。そういったこと言われたんで、なかなかその専門家、第三者委員会、そのめどっちゆんか、それで、どれぐらいでそれを終わらせようと考えているのか、その辺をちょっと教えて。

園木一博教育次長

当然、なかなか難しい話だという認識もいたしておりますして、委員にお願いをして、実際御就任をいただくことが可能なのかっていうところも含めまして、早急にいろんな方面当たっていきたいというふうに考えておりまして、基本的な委員会の構成は、地震関係の専門の方、それと建築関係の専門家の方であれば2名入っていただいたほうがいいのかなと。

それと、法律の専門家ということで弁護士の先生が入っていただく4名ぐらいで構成ができたというふうに考えております。

協議をいただく案件が、非常にデリケートな案件になりますので、当然その会議等は非公開方式で、都合によっては委員さんの御就任いただいたお名前なんかも秘匿させていただくような形を取らざるを得ないということもちょっと、一部、今後の動きの中では想定をいたしているところです。

それで、12月議会に関係予算のお願いをさせていただきまして、できれば年明けからまず初回の会合をお願いし、まずどういった調査をすれば原因特定も含めてできるのかという御相談をさせてもらいながら、必要なら追加調査、当然調査等が現地調査を含めて必要ということであれば、早ければですね、それを3月の、うまく事がスムーズに行ってという想定で考えておりますけれども、3月補正予算に御計上させていただいて、長期休業の春休みの中

で必要調査、当然、調理エリアは長期休業中しか中は入れませんので、そういった調査を踏まえて、年度明けまして、その調査結果を踏まえたところで委員会との御議論をいただいて、最終的な報告を6月議会前にお願ひできたらと、それに合わせて、最終的に給食センターの天井をどうするんだというところで、工事を仮に、夏休みを使って工事ができるようなことになれば、そういう最短で行ってもそういうスケジュールになろうと思っておりますし、何かその、委員会の中の御議論の中で、やはり、まだ必要事項等があるとなればさらに動いていくと。

スケジュール感としては最短でそういうことで、事が進められればというふうには考えているところです。

古賀和仁委員長

質疑もあると思いますが、暫時休憩をいたします。

午前11時46分休憩



午後1時2分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

先ほどの小石委員の質問に対する資料が提出されておりますので、これに対する答弁を求めます。

園木一博教育次長

済みません、答弁整理にお時間を費やしましたことを、まずもっておわび申し上げます。

小石委員より御指摘がございました8月5日の、業者呼んでのやりとり後の文書提出の件でございますけれども、8月5日に施工業者の今泉建設、並びに施工監理業者の安井設計を呼びまして、29日に実施しました調査を踏まえたところの報告を提出していただきたい旨申し上げ、提出されたのが施工監理業者の安井設計より、調査結果の報告という形でいただいた文書が、今、お手元に配付をさせていただいている内容となっております。

調査の結果として、実施した結果により場所ごと、玄関、ホール、2階ランチルーム。それから洗浄、煮炊き、あえ物、2階天井面。それと、洗浄、煮炊き、あえ物室、コンテナ室、1階天井面。結果考察、今後の対応という形で報告をいただいたところでございます。

以上、簡単ですけれども説明とさせていただきます。

小石弘和委員

あのですね、私が要するに申し上げているのは7月の29日の問題じゃないわけですね。これ、私は8月の5日の件を要するに言っているわけですよ。

じゃあ、もう結局、8月5日の件に関しては、今、次長さんが代わったばかりで、これ、できる調査をしていただいでですね、正確に要するに出していただくというふうなことで、一応今回、今の時点では要するに、一応そのような納得だけはさせていただきます。

古賀和仁委員長

答弁はいいですね。

ほかに、ありませんか。

久保山博幸委員

1点お尋ねしますが、6ページの今泉建設の回答の中で、下のほうに、特にクリアランス不足と地震時における天井の損傷との間には因果関係がないと思われるというふうな回答がございますが、この意味ですよ。

だから、クリアランス不足が原因ではないと、クリアランス不足のある、なしが原因ではない、損傷の原因ではないと今泉建設側は言っているというふうに解釈してよろしいんでしょうか、御回答を。

園木一博教育次長

この文書としては、特に因果関係が明確でないにもかかわらず、あるような報道がなされたことに対する今泉の見解というふうに認識をしているところです。

久保山博幸委員

ということは、今泉建設側としては、原因はほかにあるというふうな考えっていうふうに捉えていいんでしょうか。

園木一博教育次長

この文面から、どういった御判断をなされているのかっていうのはちょっと推察の域を出ないんですけども、クリアランス不足によって、それが地震の影響によって天井を破損したという因果関係は明確ではないんじゃないんですかという趣旨の御回答なのかなっていう感覚で捉えているところがございます。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

尼寺省悟委員

昼前の繰り返しになるけれども、最終の設計図といたしますか、変更になった、当初はクリ

アランスがなかったと、ずっと最終的にはクリアランスがあるその設計書に変わったと。

それも、この表現では3者が話して決定したと、そういう指示書というのは、普通は口頭で言うわけじゃないんだから、そういった図面というのは、別に探さなくたって、どうその辺がわからんばってん、あるはずなんでしょう。

それが何かね、さっきも探して、わかんないっていうのが、どうもその辺が理解できないんですけどね。

普通、作業員という方は、最終の口頭やなくて指示書をもって、それに基づいてここをこうする、ああするっていう形になるんだから、そういう設計図っていうんか指示図っていうんか、それはあるわけなんでしょう。

それがちょっとわからんちゃん。ないないって言うのが。

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午後 1 時 8 分休憩



午後 1 時 8 分開議

古賀和仁委員長

再開します。

園木一博教育次長

どちらにしろ、書類をしっかりと精査をさせていただいて、どの時点でどういうふうな判断経緯が、文書として残っている物、残っていない物も含めて、どれが残ってなくて、どれがちゃんと残っているんだというのも明確にする必要があるというふうに認識してますんで、そこは、これから作業進めさせていただきたいと思っています。

尼寺省悟委員

私、それがやっぱり大事なことだと思うっちゃんね。

それがあれば明確に彼らは、彼らはっちゅうんか、設計不良を犯したという形になるからね。その辺はちゃんとしとってください。

いいです。

古賀和仁委員長

よかですか。

ほかに。

久保山博幸委員

それに関連して、調査されるときに、当然、設計者と監理者は違うわけですから、現場で仕様変更をする場合は、設計者との協議、了解が必要だと思うんですが、その辺のやりとりですよね。いつの時点で、設計者とのそういう確認が行われたのか、そのあたりの記録をぜひお願いいたします。

古賀和仁委員長

答弁いいですね。

ほかに。

松隈清之委員

もう一度確認しますが、検査をされるじゃないですか、施工業者からのやつにもあるんですけど、部分的な実測しか行わないのは常のやり方であるんだけど、クリアランス不足についても工事期間中にクリア不足ありとの指摘があったため是正措置をしたとなっているんですよね。ということは、検査っていうのは、60ミリのクリアランスが取れているかどうかの検査をしているって理解していいんですか。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

そのような考え方で間違っていないというふうに考えております。

松隈清之委員

ということは、施工業者と施工監理業者の部分っていうのは、特定天井は、クリアランスだけが全てじゃないと思うんですよ、構造上ね。

それで、ただ少なくともクリアランスに関しては、検査も含めて60ミリ以上が必要だという認識はあったって理解していいですか。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

施工業者も施工監理業者も同じ認識であったというふうに考えております。

松隈清之委員

これは、施工業者で施工監理業者の話はまだ聞いてないんで、この文書だけなんで、何とも言えないですけども。

この施工業者の文書の中では、途中に、最初はそういう設計ではなかったと。もちろんそこは理解しています。請負契約時の設計図はそういうふうにはなってなかった、これは間違いないんでしょうけど、その後、期間中に文科省が新たに学校施設における天井等落下対策のための手引、これ平成25年8月、これを策定したことから、発注者や施工監理者と協議の上、

可能な限り当該手引書に準じた工事内容や施工方法で行うということを決め、これ施工業者の文書なんですけど、この可能な限りというのは、そういう可能な限りっていうことで、100%特定天井の基準を満たすやり方をやってくれということはない、この施工業者の主張は正しいんですか。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

工事を進める中で、新たな基準が明確に示されたことから、施工監理者、それと施工者、ともに6センチのクリアランスを設けるということで、もちろん現場の指示等もしていただいていますし、これについては可能な限りという表現は、こちらとしては納得できない部分です。

松隈清之委員

ここのあたりになると、どういった記録が残っているかっていう部分もありますが――僕は要は専門家じゃないから言っているんですね。特定天井っていうのが、単にクリアランスの問題だけでいいのか、そのほかの金具の取り付け具合であったり、そういったところも含めて、その特定天井の施工方法が何らか、その基準があるのであれば、例えばクリアランスに関してはそうやりましょうと。

ただ、ほかの部分に関しては、これはちょっともう変更できないんで、そこはやりませんみたいな、要はどこまで可能な限りっていう部分に関する施工者と監理者と発注者である教育委員会、鳥栖市との間で、そこを明確にできていって、要は可能な限りの範疇で向こうはやっている。だから別に瑕疵はないと言われるのかどうかがよくわからないんだよね。

そこはどうなんですかね。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

こと、今回の特定天井につきましては、もともと設計段階の時点で――呼び方は違います、特定天井っていうのが出てきたのは建築基準法の改正がなされてから、初めてこの名称が出てくるで、それ以前は耐震天井というふうに呼んでいました。

その耐震天井の仕様で設計をし、発注をしております。それで、その中で、要は、天井裏の補強であったりというのは、もともと設計したとおり施工されてまして、変更は一切かけておりません。

ただ、6センチっていう明記が、当時耐震天井のほうにはありませんでしたので、クリアランスはもともと設けるような記述はありましたけど、このクリアランスの寸法について建築基準法が改正され、文科省から手引が出てきたことにより6センチという基準を遵守して施工指示、施工をなされたというふうに認識をしております。

ですから、すいません、変更を大きくかけたということは、要は契約の変更に至る案件で

はなく、クリアランスの寸法を明確に示されたことにより、指示をしたということでございます。

松隈清之委員

耐震天井から文言として、建築基準法の改正によって特定天井という文言が出てくるんだけれども、その差っていうのは、クリアランスだけなんですかね、僕は専門家じゃないんでわからないですけど。

犬塚 毅教育総務課教育総務係主査

私も建築の技術ですけど、構造計算については、深くは、知識は有していないんですけども、大きく構造計算をして天井の仕様を決める場合と仕様規定といたしまして、こういう部材をこれだけ取りつけなさいというような仕様が大きく2つあります。

これは、あくまで特定天井、建築基準法が改正する前は任意的に行われたもので、建築基準法が改正されることによって、義務的に必要になったところなんです。ですから、特定天井の仕様については、その基準っていうのは、幾つか仕様のルートというのがございまして、その仕様規定に基づいた今回は整備をしているところでございます。

松隈清之委員

ということは、いずれそういう基準が設けられるっていう仕様、建築基準法が改正されたときの仕様ですよ。

特定天井の、今では、もう特定天井の仕様と言われる部分で、その仕様でやってくれというものの共有、やってくれ、じゃやりましょうという共有が教育委員会としてはできていたという認識ですかね。

そうすると、ここで言う可能な限りとか、可能な限り当該手引書に準じた工事内容、施工方法で行うということを決めるっていうのは、若干ニュアンスが、若干というか違うよね。

だから、やっぱこうなると、さっきも言ったけど、どういう確認をしてその記録が残っているのかっていうのが重要になってくるし、そもそも、その確認がないのであれば、その当時であっては、結局何ら、先ほども説明あったけれども、違反はしてないじゃないですか。違反はしてないということになるんだよね。

それで、そういう確認ができてなければ、いや、可能な、とりあえずやれるところはクリアランスを含めてやったけど、手が入られないようなところはちょっと難しいんでやりませんでしたと、で済む程度の話だったのか。いやいや、もうこの基準に基づいてやってくださいという確認が取れているのかによって、要は瑕疵が変わるよね、過失の度合が。

だから、そこはちょっとね、現状で答弁できない部分もあるんでしょうけど、やはりきちんと調査をした上で、どの時点でどういう確認が取れたか、当然、訴訟を想定されるところと思

うんですけど、やっぱりそこら辺考えてやらないと、勝てる材料をそろえてやらないと、やったところで、口頭で言った言わんの話だけだとやって裁判費用かけるだけ損ですからね。

そこら辺をちょっと、きょうはもちろんできんとしても、調査をきちんとしていただきたいなと思いますね。

尼寺省悟委員

ちょっとこれ見て、もういっちょだけ。この2ページですね。

安井設計のメモ、2ページの上のところに、一部所要の6センチを確保できていない部位が確認されたと。地震による云々ありますが、建設時の軽鉄材及び下地ボードの先端部の切断不足によると思われる部位もあったと。だから、この時点では自分たちの施工不良というのを認めているわけでしょう。

そしてもういっちょ、所要の6センチという部分、足らんとしてもさっきの話じゃないけれども、6センチクリアランス取らなきゃいけないということは、彼らにとっても、当然認識していると、この文書からいくとね、そうなるわけよ。

それを見て、やっぱり施工不良を認めたという話をあなた方はしたんじゃないのかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

園木一博教育次長

一定、現地調査の担当者のやりとり、またメモでも切断不足等々の表現等もございまして、そういったことから、やはり一部施工不良があったという認識を持っているという見解を持たざるを得なかったというのは事実です。

古賀和仁委員長

いいですか。

ほかは。

松隈清之委員

ひとつ、要は、問題になってるところっていうのは、施工不良が原因で、仮に、これが先ほど言ったようなその6センチのクリアランスとか特定天井に関する仕様で、仕様でやることに対する確認がされてましたという前提で話しますよ。その前提があった、もうそれは特定天井の仕様でやるっていう前提があったとして、あったとしてそれが6センチのクリアランスが取れてない部分がある、これ施工不良ですよ。

ただ、今回問題なのは、だから壊れたかどうかっていうのまた別の次元じゃないですか。

それで、ここでもあるんだけど、この29日の調査の報告書の中であるんだけど、周辺壁面とクリアランス不整については、今回の地震被害に対して、特に60ミリ未満の部分において、躯体との衝突による衝撃破損の現象は見られないことから、地震被害への直接的

な影響なかったものと推測しておりますというふうになっているわけですよ。

だから、多分、その部分において、その施工不良はあるんだけど、だから壊れたっていうことは認めないと。これは、前の委員会の中で言ったんだけど。

そういう意味で、要は、壊れたのはうちの施工の原因じゃないって言うこととね、施工不良っていうのを一体にしているから非常にわかりづらいところがあると思うんですよ。

だから、60ミリのクリアランスを取るような仕様でやっとして、それができてなければそれ施工不良だと思うわけですよ。ただ、だから壊れたかどうかというのは専門家の調査を踏まえないとそこまでの判断はできないと思うんですけど、そこを分けて施工業者と話をしたことってありますか。

これができてないけん壊れたっちゃろと言うと、いやいや、そこは確かに部分的にそういう仕様どおりになってないところはあるけれども、言うたら、この中であるように範疇っていう言葉で片づけられとるけどね。いや、そういうところもありますよと、だからそういう部分が出れば手直しをする程度の範疇だと。

だから、そういう指摘あったらそれは手直しはするけれども、だから壊れたっていうもんじゃないという言い方をするから、分けて、いやいや、それはちょっと今後調査して、果たしておたくの主張どおりに、これが原因で壊れたかどうかを今後の調査を待つとしても、一旦仕様どおりにつくられてないところが複数箇所、それも余り少ないとは言えないぐらいの箇所あるので、そこに関しては施工不良ありますよねと、壊れたかどうかは別としてっていう確認が取られたことあるんですかね。

大体、壊れたのはおたくの施工不良が原因で壊れたんでしょって言われると、多分今の時点では認めないと思うんですよ。先ほどの——わからんですよ、あくまで安井の調査報告メモ（参考）って書いてあるぐらいで、本当にこの一部しか、この時点であけたのって洗浄室ですよ。洗浄室だけですかね、この時点は。

この時点ではもう全部あっちもあけたのかな、調理室も。

ああ、そっか、切ってるからね、逆にこの時点では、洗浄室は。だから、調理室の部分を見てこういう回答が出ているので、彼らとしての考えとしては、地震の原因で壊れたわけではないと。

施工不良っちゃうかクリアランス不足はあるけど、そこは施工したところが手直しすべきでしょうねぐらいの感覚ですよ。

そこは確認されたことあるんですかね。

江寄充伸教育総務課長

その件については、当事者と分けて話したという経緯はございません。

古賀和仁委員長

再開をします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

尼寺省悟委員

ちょっと時間がないということで、2点だけ簡単に言います。

1つは1ページ目、1ページに有限会社豊に対して精算金額と契約金額書いてあるけれども、仕事の内容も違うし、当初よりもふえているわけですね、その中身について。これは、あといいですので、何でこうなったのかと。

もう1つ、さっき、ちょっと松隈議員の話ではないんですけど、この今泉とか安井設計の言い方というのは、簡単に言ったら軽微な被害なんだと一貫して言ってるよね、軽微なんだと。そして、結果として、確かに一部不適切なところがあるかもしれんけれども、クリアランス不足が天井の損壊とは因果関係がないと一貫して言っているわけよね。仮に、そうだったとしても、この安井設計というのは最終的な監理者なんよ。じゃあ、そがん言うんやったら何で、六十何カ所のそういったあれが起きたのかと。それもたったわずか2年と、建ってね。震度4程度の、それに対してきちっと彼らは説明する責務があるし、総合的な設計監理者というのは責任もあるだろうと思うっちゃんね。

その辺が、全然これにはないし、それについてはきちっと市として、これを受け取った段階で、さっきあなたは何か、若干の齟齬があるというふうに言ったけど、もっとその辺を強い口調でこれに対してどうのこうのちゅうようなコメントはやっぱりね、きょう記者会見でどがん質問があったか知らんけど。

やっぱりこれに対して、これは認められんというふうなことを、今後のことを考えるならばね、そういったことを踏まえて、私は、強い、言う姿勢を市として示すべきじゃないかと思うんですけども、それだけ。

園木一博教育次長

当然、御指摘いただきましたように、回答に端を発してっていう形にはなろうかと思えますけれども、まず第三者委員会を設置する必要性も含めて、この回答を受けての話になりますので、そこはしっかり整理をして、そういう準備を進めていきたいというふうに考えております。（「それから最初のやつは。金額」と呼ぶ者あり）

内訳については、後日で構わないということでございましたら、内訳の積算の資料については提出をさせていただきたいと思います。

尼寺省悟委員

いいです。

古賀和仁委員長

ほかに。

久保山博幸委員

改修案が6月かな、に出されたときに、その改修案を考えられたのは、方向性っちゅうか、はどちらのほうで改修案をつくられたんでしょうか。

原 祥雄教育総務課総務係長

6月の市議会のほうに提案いたしました、予算要求をさせていただきました災害復旧工事の設計につきましては、私ども教育委員会、教育総務課の技術担当職員のほうで行っております。

久保山博幸委員

7月29日の調査結果報告の中で、最後のほうで今後の対策についてということで設計監理のほうから対策の考え方について、コメントがあるんですが、この辺の改修案についてのやりとりですよ、は監理者なり設計者のほうと、当然やられるべきと思うんですが、その辺の状況を教えていただきたいんですが。

原 祥雄教育総務課総務係長

4月16日の日に被災をいたしまして、その直後に現地のほうで、3者で——3者と申しますのは、私ども教育総務課と今泉・鳥飼建設共同企業体の代表者であります今泉建設と、そして、株式会社社安井建築設計事務所の3者で現場のほうを確認いたしております。

これは、被災の一報があってから状況について確認をするためにお越しいただいたものです。それで、その際に、足場を組んで確認をしたわけではないのですけれども、被災当日に現地のほうで確認をいたしております。その後、こちらで改修を検討するにあたって、アドバイスをいただくなりは行ってきたところでございます。それを踏まえまして、予算のほうを要求させていただいたところでございます。

以上です。

久保山博幸委員

というのが、先ほど尼寺議員のほうからもありましたけれども、どうも設計監理者の今回の被災に対するその認識っていうか、かかわり方がもうちょっとう、責任感を持った対応もあるんじゃないかなっていう気がしてならないんですよ。

それは、もう6月のころから思ってたけれども、じゃあ今回、回答を見るにつけても、何か、一部軽微な損傷がと。一部どころじゃないですよ、与える影響はものすごく大きい。

これだけ改修工事、当然、運用も停止したこともありますし、その辺の自分たちがやった

ことに対するその責任の認識ですね、その辺がどうも、何か私は薄いような気がしてならないんですね。

それは意見ですけれども、そういうふうな印象を持っております。

古賀和仁委員長

答弁はいいですね。

ほかにありますか。

下田 寛委員

済みません。

今後の流れについてもお話いただきましたけれども、これはあれですか、今後12月議会上程をしてから第三者委員会を立ち上げていくという流れになるのでしょうか。

園木一博教育次長

基本的にはそうなりますけれども、まず委員に御就任いただく方々っていうのを探すのも非常に大変な作業ではなかろうかと思っておりますので、まずは、非公式な形にはなりますけれども、そこら辺の見通しもまずは早急に立てながら、それで、どういう形で予算をお願いするのかっていうのを12月議会上程できるように準備を進めていきたいということで考えておりますので、先ほどの資料の検証と合わせて、そちらのほうの準備作業もできたら入ってきたいというふうに考えております。

松隈清之委員

先ほど、冒頭、委員会始まる前になるのかな、今回の件についての処分等の報告があったんですけど、これは教育委員会だけなんですかね。

古賀和仁委員長

答弁できますか。

天野昌明教育長

今回の懲戒の処分については、教育委員会から出すということで。

松隈清之委員

ということは、市長部局——特に責任者は市長になりますけど、等に関しては何も別に、今回の件では、市長だから処分とは言わんけどね。

何もないってことですかね。ここで、今しか聞けんちゃけど。要は、この一連の、その対応のまずさ等に関する部分に関して言えば。

古賀和仁委員長

答弁できますか。

暫時休憩します。

以上で、本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後 2 時38分閉会

鳥栖市議会委員会条例第 29 条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 古 賀 和 仁 ⑩

